

令和8年度

衛星画像を用いた漏水解析業務委託
仕様書

長野市上下水道局

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、長野市上下水道局（以後「発注者」という）が発注する「衛星画像を用いた漏水解析業務委託」（以後「本業務」という）について適用する。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和8年9月30日までとする。

第3条 業務の目的

本業務は、発注者が行う漏水調査において、人工衛星データを用いて事前に漏水の可能性のあるエリアを絞り込むことで、地上での二次調査等を効率的に行うことを目的とする。

第4条 受注者の責務

- 1 受注者は、契約の履行に当たっては、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、設計書・漏水調査業務委託仕様書（以後「仕様書」という）に基づき、本業務を誠実かつ正確に遂行しなければならない。
- 2 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分について、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 3 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち管理・監督業務をいう。
- 4 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

第5条 法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、業務委託契約書（以後「契約書」という。）並びに仕様書等に基づくとともに、当該業務に関する諸法令を遵守し、本業務を円滑に遂行しなければならない。

第6条 業務主任者

- 1 受注者は、本業務における業務主任者を定め、所定の様式により発注者へ通知しなければならない。
- 2 業務主任者は、本業務の管理及び総括を行う。

第7条 業務計画書

- 1 受注者は、本業務に着手する前までに、次の事項に関して業務計画書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

- 1) 業務概要
 - 2) 業務行程
 - 3) 業務体制図
 - 4) 調査方法
 - 5) 成果品
 - 6) その他必要な事項
- 2 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。

第8条 業務の履行確認

監督員は、受注者に対し、本業務の履行確認のため、必要に応じ資料の提出を求めることが出来るものとする。

第9条 個人情報の保護

- 1 受注者は、この契約により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損失の防止その個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 受注者は、発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 3 受注者は、個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。
- 4 受注者は、業務の実施上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第10条 長野市公契約等基本条例に関する事項

- 1 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- 2 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- 3 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。」

第11条 疑義変更

受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書等に定めた事項について疑義が生じた場合、又は災害の発生、人工衛星の故障等不測の事態が発生した際には、発注者と協議のうえ解決するものとする。

第2章 漏水調査業務

第1条 対象区域

本業務の対象区域は、発注者が管理する長野市水道事業給水区域（以後「給水区域」という）全域を基本とするが、「Lバンド帯等のレーダーを搭載した人工衛星」の通過軌道により、全域とならない場合は、事前に監督員と協議し指示に従うものとする。

第2条 調査方法

受託者は、給水区域を確認し、Lバンド帯等のレーダーを搭載した人工衛星による衛星画像解析により漏水の可能性のある箇所を特定すること。

第3条 報告書の作成

- (1) 調査により判明した漏水可能性エリアを POI (point of interest) とし、貸与した GIS データ (シェープファイル) に半径 100m 以内の円として明示する。
- (2) POI 内の送配水管に特定の色付けをする。
- (3) POI それぞれに特定の番号を付与する。
- (4) POI 内にある送配水管延長、弁栓の数を集計した資料を作成する。

第4条 貸与品の管理

発注者は、業務上必要と認める GIS データ、図面、資料等を貸与する。受注者は、貸与品の棄損や紛失等が無いようにするとともに、本業務のみに使用し、調査終了後遅滞無く返納すること。また、不正に複製したりしないこと。

第5条 完成図書

本業務における完成図書は、日本語表記を基本とし、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 漏水調査報告書 | 1部 |
| (2) 完成図書データ (電子データ) | 1式 |
| (3) その他発注者が必要と認めたもの | 1式 |